

第 49 回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和2年 12 月 23 日（水）

午前 11 時 00 分から

場所：国民会館住友生命ビル

12 階大ホール

出席委員（五十音順、敬称略）

大竹 浩司	公益社団法人	大阪聴力障害者協会	会長
小野 達也	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	教授（会長）
黒田 隆之	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	准教授
坂本 ヒロ子	社会福祉法人	大阪手をつなぐ育成会	理事長
塩見 洋介	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会		事務局長
壺井 一平	大阪ともだちの会	全国本人活動連絡協議会	
寺田 一男	一般財団法人	大阪府身体障害者福祉協会	会長
原 憲一郎	社会福祉法人	四天王寺福祉事業団法人本部	副部長
福田 啓子	一般社団法人	大阪自閉スペクトラム症協会	理事長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す全大阪連絡会議		議長
松上 利男	一般社団法人	大阪知的障害者福祉協会	会長
松本 信代	特定非営利活動法人	大阪難病連	理事長
松本 親明	公益社団法人	関西経済連合会	理事・労働政策部長
宮村 誠一	大阪府障がい者スポーツ協会		専務理事
森田 昌吾	河南町長		
吉田 文	大阪保健医療大学	保健医療学部 リハビリテーション学科	教授
吉田 初恵	関西福祉科学大学	社会福祉学部 社会福祉学科	教授

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より「第 49 回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環によりまして、可能な限り事務局の出席者等を限定させていただいております。全体の会議時間を 1 時間に短縮させていただくとともに、マスクを着用して出席させていただきますので、ご理解のほど何とぞよろしくお願いいたします。

また円滑な議事進行、意見交換の時間確保の観点から、事前に資料を送付し、あらかじめ委員の皆さまから意見を聴取させていただいたところがございます。事務局の説明についても可能な限り簡略化させていただきますとともに、本日は資料の種類が多くなりますので、説明時の点字版資料、ルビ版資料のページ数の案内については、補助員が個別に対応させていただき、説明時には墨字版資料のページのみをご案内させていただきますので、ご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

現在の委員は、配布しております名簿のとおりでございます。本日は、委員数 28 人のうち現時点で 17 名のご出席をいただいておりますので、『大阪府障害者施策推進協議会条例』第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立しておりますこと、ご報告させていただきます。

次にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず表に「次第」でございます。

次に表裏になっておりますが「配席図」と「名簿」でございます。

少し分厚い冊子でございますが、資料 1-1 ということで「第 5 次大阪府障がい者計画（案）」でございます。

A 4 の横になります。資料 1-2 といたしまして「第 5 次大阪府障がい者計画（案）に対する委員意見と大阪府の考え方について」でございます。

同じく A 4 の横になります。資料 2 といたしまして「第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）具体的な取り組み・達成状況」でございます。

A 4 縦になります。資料 3 といたしまして「第 5 期大阪府障がい福祉計画・第 1 期大阪府障がい児福祉計画令和元年度実施状況」でございます。

資料 4 といたしまして、A 4 縦になります。「第 5 期大阪府障がい福祉計画・第 1 期大阪府障がい児福祉計画成果目標・活動指標令和元年度実績」でございます。

最後に、A 4 の横になります。資料 5 といたしまして「令和元年度障がい者施策推進協議会各部会の活動状況について」でございます。

資料は以上になりますが、資料の不足等がございましたら事務局までお知らせをお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めておりまして、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。個人の委員名は記載いたしません、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定にしておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次にこの会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員の方や点字資料を使用されている視覚障がいの委員の方などがおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳の方が、手話通訳ができるようにゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料等につきましては、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等ご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと思います。よろしく、お願いいたします。

○小野会長

はい、皆さん、おはようございます。年の瀬なのですが、大変な状況だと思います。前回同様、今回も、何と申しますか、幸いと申しますか、対面で行うことができました。ただ、それを行うに当たっては、先ほどお話にあったとおり、事前に皆さまに資料を配布して、今回も限られた時間になってしまいますので、見ていただくというお手数をとらせたと思います。そのような中での開催になりますので、ぜひ有意義な時間にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第をご確認していただいて、本日の議題は3点になっています。1点目がメインになっています。「第5次大阪府障がい者計画（案）」についてです。2点目、「第4次大阪府障がい者計画の達成状況等について」です。3点目としまして、「大阪府障がい者施策推進協議会各部会の令和元年度活動報告について」となっております。本日の終了時間は、12時を予定しておりますが、そのために、例えばこの議題2と3については、一括して皆さまにお諮りできればと考えておりますし、そのようなことも含めてスムーズな進行をよろしくお願いしたいと思います。

それではその次第に従いまして進めてまいります。まず、議題1になります。「第5次大阪府障がい者計画（案）」について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは資料1の「第5次大阪府障がい者計画（案）」をご覧ください。まず、次期計画である第5次大阪府障がい者計画の構成についてでございます。

現行計画の構成を踏襲いたしまして、前段の第1章。基本理念、基本原則の第2章。あと是最重点施策と共通場面「地域を育む」と、6つの生活場面で構成されております、第3章。

あと成果目標、活動指標で構成されております、第4章。あとは大阪府の障がい者の状況

等をデータでお示した、第5章の全5章で構成をしております。

まず第4章の成果目標、活動指標につきましては、前回の協議会でもご議論いただいたところございまして、各市町村で設定されております成果目標、活動指標を基に大阪府全体の成果目標、活動指標を設定していくこととしております。第5章のデータにつきましては、本日ご報告させていただきます5期計画の実績等を基にいたしまして、今後データを精査していくこととしておりますので、本日は第1章から第3章を中心にご意見を頂戴したいと考えております。

まず次期計画である「第5次大阪府障がい者計画」につきましては、現行計画同様「第6期大阪府障がい福祉計画、第2期大阪府障がい児計画」と一体的に取りまとめておりまして、計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間となっておりますのでございます。

また内容的にも現行計画を踏まえつつ、本協議会で取りまとめていただきました意見具申を最大限尊重した上で、国の基本指針に即しつつ、作成をさせていただいているところでございます。

次期計画の特徴といたしましては、おおむね3点ほどございます。まず、1つ目としましては、共通場面「地域を育む」といった場面がございますが、そちらには、現行計画では今後の方向性のみを示しておったのですが、次期計画からは具体的取り組みも追記をさせていただこうという形で考えております。

2つ目といたしましては、発達障がい児者支援プランの後継プランを「第5次大阪府障がい者計画」へ統合させることとしております。

3点目といたしましては、重度化・高齢化に対応した取り組みも整備促進でありますとか、内容的には入所施設の機能のあり方でありますとか、あとは新型コロナウイルス感染症の対策支援の内容とかいったものは適宜状況に合わせて設置をさせていただいているところでございます。

それでは、中身につきましては、簡単にご説明させていただきます。14ページから15ページをご覧いただければと思います。第3章の第1節といったところで、最重点施策になります。こちらは前回の協議会でもご説明をさせていただきましたが、現行計画を踏襲いたしまして、引き続き地域移行、就労支援、専門性の高い分野への支援の充実、この3点を最重点施策に掲げているところでございます。

次に16ページからご覧いただければと思います。16ページでございます。第3章第2節共通場面「地域を育む」といったところでございます。ここでは分野横断的な課題でありますとか、あとは障がい者虐待の防止、差別解消、障がい理解の促進と府域全体で支援体制の底上げを図っていくなど、そのような内容を整理しているところでございます。

続きまして、37ページから53ページまでをご覧いただければと思います。ここからは各生活場面のところになります。まず37ページのところには、生活場面Ⅰでは「地域やまちで暮らす」といったところございまして、ここでは例えば入所施設・精神科病院からの退所退院促進であったり、地域での受け皿整備の話、先ほどもお話ししましたが入所施設の

機能のあり方のお話、あとは地域の支援体制の充実などについて整理しているところがございます。

最重点施策の地域移行についても、基本的にはこちらのほうに盛り込まれている形になっております。

次に54ページをご覧ください。生活場面Ⅱ「学ぶ」でございます。ここでは早期療育の実施であったり、インクルーシブ教育の推進等について整理をしているところございまして、例えば今回最重点施策でご案内しております専門性の高い分野への支援についても、一部こちらのほうに盛り込ませていただいているところでございます。

次に68ページから78ページをご覧ください。生活場面Ⅲ「働く」でございます。こちらでは障がい者雇用の拡大であったり、あとは就労移行支援であったり、就労定着支援の機能強化、あとは障がい者の方の働く場の拡大などについて整理をしているところでございます。最重点施策の就労支援については、基本的にこちらで記載をしているといった状況になっているところでございます。

次に79ページからをご覧ください。生活場面のⅣでございます。「心や体、命を大切に」といったところございまして、必要な健康医療サービスであったり、あとは地域のリハビリテーションの向上であったり、あとは障がい特性に応じた専門的な相談体制の充実などについて整理をしているところでございます。

続きまして、88ページから93ページをご覧ください。生活場面のⅤ「楽しむ」でございます。こちらでは余暇活動であったり、あとはスポーツ、文化・芸術といった項目について整理をしている生活場面でございます。

次に94ページからをご覧ください。こちら生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」といったところでございます。いろいろ障がい理解の促進であったり、障がい者差別の解消、虐待防止、あとは安全・安心を確保、あと情報保障など一般的な権利擁護関係について整理をしている内容でございます。

次に106ページからをご覧ください。106ページからは、いわゆる障がい福祉計画、障がい児福祉計画の数値目標、成果目標、活動指標について、あと見込み量とかをこちらに記載をしているところでございます。

成果目標、活動指標につきましては、国の基本指針におきまして考え方が示されているところございまして、この基本指針に即しまして、大阪府として設定すべきという考え方を整理しまして、前回の協議会でご説明をさせていただいたところでございます。

最後に今後のスケジュールでございます。本日、協議会終了いたしましたら今月末からパブリックコメントを実施いたします。広く府民の皆さまから意見を募集した上で、またコロナの関係がどのようになるかということがありますが、年度末の2月から3月にかけてになると思いますが、本協議会を開催いたしまして、本日の協議会の委員の皆さまから頂戴いたしました意見、またはパブリックコメントで府民の皆さまからいただきました意見、あとは次年度の予算要求の状況等を踏まえながら、最終形の「第5次大阪府障がい者計画」をお

示させていただきたいと考えているところでございます。以上、ご議論のほどよろしくお願いたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。ということで、かなりタイトな計画になっていますので、こちらについては事前に委員の皆さまのほうにも意見を聴取しておりますので、資料1-2をご覧くださいければと思いますが、こちらの資料1-2が委員の皆さまからいただいた意見、それに対する大阪府からのある意味の回答、考え方という形になっています。ご確認くださいければと思います。ですので、ここにある中で十分なものはこの中で見ていただいて、まだ十分ではないと、あるいはこれ以外のところで意見があるというあたりについて、ご意見をいただければということになります。

先ほど、事務局からは1章から3章までというお話でしたが、4章についても触れていきますので、そのあたりも含めてご意見があれば皆さんからいただければいいと考えております。先ほど最後にスケジュールが出ましたが、いわゆるこのあともパブリックコメントを求める段階になりますから、意見を言う最後の機会になるということでもありますので、ご意見があれば、よろしくお願したいと思っております。

それでは、挙手でお願いたします。

○委員

私のほうは、この障がい者計画と障がい福祉計画と基本指針に関して、この関係をもう一回整理する必要があるのかなということで、意見を述べさせていただきます。2ページには、この関係について、特に障がい福祉計画と一体的に策定すると述べられていますし、そのことは一貫して全体の流れをとおした考え方になっていると思っておりますが、私自身はいわゆる障がい者計画と障がい福祉計画は、一定の緊張関係が無かったらいけないのではないか、と思っているのです。

つまり、障がい福祉計画というのは、国が策定した基本指針にのっかって、数字が割り振られていくというか、計算式まで含めて国のほうが策定をしているものであって、それに即してつぐらないといけないと規定されています。

片や、この障がい者計画については『障害者基本法』で規定されていて、全く根拠とする法律は別物であって、しかも基本法ですので、大阪府の様々な生活実態とか、様々な問題をここで反映して、このようなものを長期的に、これから6年スパンになるわけですが、解決していかないといけないということが込められているし、併せて、今般も意見具申を出すまでの間策定部会のほうでも、相当練りこんだ議論をさせていただいたという経緯があります。

ですので、この福祉計画と障がい者計画の関係を見たときに、やはり意見具申と基本指針に即して障がい者計画をつくるというのではなくというのか、何というのですか、障がい福

祉計画自身、国が定める基本指針に乗っかってきている。それに対して、大阪の独自のいろいろな課題について、障がい者計画で示す。その中の緊張関係の中で、障がい者計画と障がい福祉計画が様々な議論を経て策定されていくという段取りになるのかなと思っているのです。

ですので、ここの基本指針で出された数値がイコールそのまま横滑りで、この障がい福祉計画に持ってくるというあり方そのもの、これは今回の第5次計画をどうするか議論は、もはや間に合わないと思います。次の中間見直しで新しい障がい福祉計画や障がい児福祉計画をつくらないといけない段階が来ます。そこでも、新たに国のほうから基本指針が示されるとは思います、その扱いの仕方について、それをそのまま横滑りで受け止めるということではなくて、むしろローカルな実態をしっかりと積み上げて、障がい福祉計画を策定と基本指針との間で一定の緊張関係ですね。そのようなものとして、福祉計画そのものを実のあるものにしていくという姿がふさわしいのではないかと、この意見を持っています。これをすぐにどうしろということにはなりません、例えばどうしても基本指針の数値を入れないといけないということであるならば、目標のところ具体的に書かれている、とりわけ数値目標に関しては、強い拘束力がありますので、そこは障がい福祉計画による数値目標というものを明示するとかいう形で、この第5次で、そのようなことができるかどうかは横に置きますが、そのように記載すべきではないかと思えます。以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。まず、非常に重要な点のご意見をいただいたのですが、今のことにしてもほかの委員何かございますか。無ければ、事務局のほうでそのようなご意見が出ていますので、今回に直接反映するかどうかというお話もありましたが、そのような意見があるものをどのように扱っていくかというあたりで、何か方向性があれば事務局から出していただければと思います。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。ただ今、委員から大変示唆に富んだご提案、ご提言をいただいたと理解しております。私ども大阪府では『障害者基本法』に基づく障がい者計画、『障害者総合支援法』に基づく障がい福祉計画、この関係ですが私どもの理解としては、障がい福祉計画というのはあくまでも『障害者総合支援法』いわゆるサービス法、障がい福祉サービスをどのように進展させていくのか、充実させていくのかという視点で作るものと理解しております。

そこは市町村ともいろいろ協議をしながら、今後3年間に向けての必要、見込み量、それに伴って必要な資源を整理していくと、こういったところの行政としての目標値であるのかなと思っております。

一方で『障害者基本法』に基づく障がい者計画というのは、『障害者基本法』の立て付け

に沿った形で、障がい者施策というのは福祉だけではなくて、教育分野であり、労働分野であり、文化・芸術の分野、多岐にわたるもの、国政レベルでいうと外国との関係ということもあります。

そのような視点では、障がい福祉計画、福祉の世界のほうで照らし合わせてつくっていくのですが、やはり全体的な施策、福祉に限らず教育、労働とか、文化・芸術といった様々な施策との関係も見ながらつくっていくべきではあるのかなということで、大阪府としては一体的に計画を取りまとめたというところでもあります。

ただ、おっしゃるように他府県を見ますと、障がい者計画と別に障がい福祉計画ということで別につくっておる県が存在しております。それについては、障がい者計画は全体の中で、福祉計画は福祉サービスのみの特化した形で書いておるのですが、ただ、その計画を見てもお互い全く関係ないというわけではなくて、お互い相互に整合性をとりながら書いてあるということでもあります。

そのような意味では、どちらがいいのかなという整理はあるのですが、大阪府としては現在一体的に取り組んでいくほうが、障がい福祉の施策というのは、一層進むのではないかという理解でまとめております。ただ、いただいたご意見については、この次期計画の部分については、なかなか根本的な議論がございますので、次回以降いろいろ検討、これに限らず中間見直しとかもやっていきますので、そのような中でいただいた意見についてもきちんと検討する一つの要因になると理解しております。

○小野会長

この意見については、このあと、恐らくかなりいろいろな議論が出そうですので、まずは問題提起として伺っていただいて、先ほどの事務局のお話ですといわゆる福祉計画というレベルのものと、より総合的なものをあるところで、大阪府の場合には総合的に障がい者計画として示しておくのだという意味での一体化という話がありました。これについてもいろいろご意見があるかと思えます。

例えば逆にそれをどこがリーディングしていくかという話です。だから、恐らく委員の話だと、そこを福祉計画としてリーディングしていくというあたりの重要性をご指摘いただいていると思いますので、ただ、これについても今後の検討課題としてさせていただいてよろしいでしょうか。もし、何かの形で、ここに付帯意見みたいなものを出すのであったら、そのような形にする。それが難しければ、以降の検討材料にさせていただくという形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見がございましたらよろしくお願ひします。委員、よろしくお願ひします。

○委員

皆さん、おはようございます。資料1-2の2ページからざあっと書かせていただきました

た。いろいろなポイントはあるかと思いますが、意見具申で議論していたことが、どこまで反映されているのか、と思って書かせていただきました。

時間がありませんので、かいつまんで意見を言わせていただきます。3ページのところで、本文の14ページのところで地域移行についてです。長期計画でもともと書かれていた「地域移行とは場を移すための支援ではない」というような表現はぜひとも残していただきたいなと思っております。

本文の16ページのところは、「親亡き後」という言葉がたくさん出てくるのですが、「親亡き後」まで待っていたら、「8050問題」とか、今大変な状況になっておりますので、早い段階から地域で自立を進めるのだ、という観点をぜひとも書いておいていただきたいと思っております。

それから、次のページで「旧優生保護法による優生手術」という表現が何度か出てくるのですが、法令ではそのような表現になりますという説明だと思うのですが、本人の立場に立って、「強制不妊手術」という表現では駄目なのですか。それができないことはないので、ぜひともそれは検討していただきたい。

それから、いまだに六百何十件も大阪府下で少なくとも強制不妊手術を受けていたはずなのに、いまだに20件ぐらいしか申請がありません。このまま放置するのですかという問題です。「再調査について、やる予定はありません」と言っているのではなくて、再調査も含めて検討するぐらいは書いてください。

それから、21ページの人材不足の問題です。これについては、コロナ禍でますます人材が枯渇してきているのはどこの団体でも一緒だと思いますので、それに対する対策を考えていただきたい。

それから、強度行動障がいと高次脳機能障がいのところですが、どのように現場で対応すればいいのか。本人さんを何が不安にさせているのか、みたいな原因究明というのを大変苦労しています。高次脳の人でもそうです。大きな声を出しはったりとかもあります。今の府の研修を見ていたら、本人の気分を変えるにはどうするかとか、場を離して支援者が出てしまうとかがぐらいしか、出ていないのではないかと。もっと本人さんが不安定になる原因究明、それに対する対策を深めていく必要がありますので、そこを検討していくというのは書いていただきたいと思っています。

それから、33ページとか、39ページのところで、「施設の長期入所を解消し、地域の緊急ケースを受け入れる場、循環型の仕組み」というのはぜひとも今回検討していく課題として、盛り込んでいただきたいと思います。

それから、37ページのところです。「地域移行のコーディネーター」というのは、これは今、実質的には機能していませんね。市町村や相談支援がやるべきだとあちこちに書かれているのですが、地域移行というのはあちこちの市から施設に入ってきておられますので、広域的な調整をしないと、市町村任せではなかなか進みません。それは前の検討会の報告書でも書いてもらいましたが、アプローチの仕組みをきちんと府がつくって、市町村や相談支

援が施設に対してアプローチしていけるような枠組みを実現していかないと駄目ですので、この書き方を変えていただきたい。

それから、38 ページに、日中サービス支援型グループホームが何か推奨されるかのようになっていますが、これは大規模化にもつながりますし、実質重度化・高齢化の対応にはできないものですので、日中サービス支援型という表記はやめていただきたいと思います。

それから、42 ページのところです。災害の問題です。避難所は、やはり体育館しか今まで想定されていなかったと思います。河川氾濫、防風災害による問題は毎年恐れが出てきていまして、体育館に逃げていたのでは遅いですから、上階に垂直避難できるように3階以上の建物を避難所として指定していくべきだと。学校でも一つの棟にはエレベーターはあるが、上の階に行けば車いすトイレは絶対にはないはずですし、3階以上を想定した避難所の確保、その体制整備・設備整備というのが必要になりますので、そのことはぜひ書いておいていただきたい。上階非難を想定した避難所の確保というのを書いておいていただきたいと思っています。

それから、52 ページのところ。「ハートフルゲート」というのが、何か車いすの人が使えるような出入り口みたいに設置されてしまったのですが、これ公園に入れませんので撤去していただきたいということで、それも含めて公園出入り口のバリアフリーは、検討していくというのは書いておいていただきたいと思っています。

それから、「学ぶ」の項目の56 ページのところ。幼少期からのインクルーシブ教育を進めるのだというのを、第一に掲げておいていただきたいということで、お願いします。

それから、62 ページのところの「小・中学校の通学対策」。これについては前向きに検討していただきたい。もちろん国にも働きかけながらですが、ぜひ表記をお願いします。

自立支援校についても、目標値を盛り込むなど、検討いただきたいと思っています。

それから、医療のほうです。78 ページの医療費助成、「持続可能性の確保」みたいな言葉は要らないでしょう。別に医療費助成だったからといって、それが持続できると思いますので、その表現はやめていただきたい。

それから、来年度からは中程度の高齢障がい者が3万何千人も対象から外される問題についてはそれでいいのか。低所得者を救済しないでもいいのか。引き続きご検討をいただきたいということで、それは書いておいていただきたいと思っています。

それから、「楽しむ」の項目です。何かまた前に戻ってしまって、スポーツや文化活動、芸術活動というのは、もちろんいいのですが、それだけに狭められるような書き方はやめていただきたい。障がい者だからと言ってスポーツや芸術活動で楽しみなさい、みたいに押し付けられるのは嫌です。映画館とか、野球場でも、どこの場でも普通にほかの人と同様に楽しめる状況をどのようにつくるかというのが一番大事ですので、そのことはきちんと書いておいていただきたい。前みたいな形に戻らないでいただきたい。

それから、具体的な取り組みと目標にも、そのことを挙げていきません。バリアフリーにしていくのだ、情報提供もしていくのだ、どこでも、誰でも楽しめるようにしていくのだと

いう目標をきちんと掲げていただきたいと思います。

それから、差別事案が書かれているかもしれませんが、差別事案がどこの場でも起こっているというのは、ぜひ残してもらえないか、強調してもらえないかと。特に住宅の入居差別がきついです。障がい者が家を借りようと思えば、たいがい拒否されて、拒否されて、あちこちの不動産業者を回らないといけな。家主が拒否するというのが非常に多いので、これは家主、不動産業者、地域住民に啓発を進めるのだという強い姿勢で書いてください。これ他部局のことだから、書きにくそうな表現になっていますが、そんなの言っている場合ではないです。

この前も、市営住宅で障がい者が地域住民から障がいのことをいっばい書かされて、それを「見せる」と言われたから、自殺に追い込まれましたよね。とんでもない事件が起こっているのです。このようなことがあってはいけませんので、地域住民も含めてしっかり啓発していくのだということの強い姿勢を打ち出していきたいと思います。

それから、精神科病院内での虐待問題です。これも関連病院で非常に問題になりました。何年も精神障がいの人の中で、むちゃくちゃないじめ、虐待を受け続けていたという事件です。大阪府は大和川病院事件の経緯もあることですから、『障害者虐待防止法』もしくは『精神保健福祉法』において、精神科病院を通報義務の対象にする。そのことは別に精神科病院を責めているのではなくて、精神科病院にとっても良い環境を整備できる一歩になるかと思しますので、そのことを国に働きかけていくというのは、ぜひ表記いただけないかと思っています。

それから、コロナの対応ですが、これも医療部局の手前、書きにくそうにしていますが、別にフォローアップセンターとかでやっていますよ、というのを求めているのではないです。やはり、この間どれだけみんなが現場で感染者が出ないように、細心の注意を払いながら、それでも毎日毎日、支援をしないと本人の生活は成り立たないので、頑張ってきたことに対して、寄り添うような気持ちはないのですか。それをまず表すべきだと思います。それと、一件でも出たらすぐに検査をする。その人が陽性であれば、すぐに場を分ける、入院できる、みたいな形の仕組みを行政として、福祉行政としてきちんと整備していくのだということを表していただきたい。応援職員の派遣の体制は作りましたが、社会福祉法人とNPO法人に分かれてしまっていますが。行政として、自助、共有ではないです。やはり、公助が必要なので、行政としてどのようにしていくのか。どのようにみんなを支えていくのか。きちんと書いてもらいたいと思います。今、一番求められているのは、入院はできなくなっています。宿泊療養施設は支援者付きでは、障がい者は使えません。排除されます。そうするとグループホームなどで場を分けるのも無理ですから、みんながかかっていくのを待つのですかという話になります。濃厚接触になったとしても、陰性が出ているイエローのままです。イエローの人が場を分けられるように、ホテルにきちんと入っていけるような施策をぜひ考えていただきたい。ホテルとか借りれることも含めて、きちんと考えていただきたい。団体任せではないですよ。市町村任せではないですよ。府が一步も二歩も前を進んでいただ

きたいと思いますので、よろしくお願いします。

いろいろ、言いましたが大体以上です。

○小野会長

はい、いろいろ出てきましたが、個別にすべてというのは難しいと思いますが、事務局から少し応答をお願いします。

○事務局

事務局の障がい福祉企画課でございます。委員から多岐にわたる問題提起をいただきました。本日はこの新型コロナ感染症対策のため、出席している部局のほうも、一応最小限ということで体制をとっていますので、いただいたご意見については、問題提起をいただいたということで関係部局にしっかりお伝えをして、何らかの形でお示しをしたいなと思っております。最終的には計画をつくる段階であります2月、3月のときに改めて、考え方をお示ししたいなと思っております。

あと、それ以外のところで、われわれ出席しているメンバーでお答えできるところは、関係課のほうからお答えできる範囲でお答えしたいなと思っておりますが、ただ一点、ご指摘のあった「旧優生保護法に基づく優生手術」の文言というところですが、これについては「強制不妊手術」という表記に戻すべきということで、昨年度計画策定部会のほうで、意見具申として取りまとめた内容で「強制不妊手術」という表現がございますが、ここは一定障がい者計画というのは行政計画でございますので、この表記については法令に基づいた表記でさせていただきたいなと思っておりますので、この点については一定ご理解をいただきたいと思っております。

あと、それ以外のところで、地域移行のところであったり、芸術・文化のところ、スポーツのところもございますので、担当課のほうからご説明させていただきます。

○事務局

失礼いたします。生活基盤推進課でございます。私のほうからは、委員から地域移行関係のご指摘、あるいは問題点に対する取り組み姿勢等のご指摘をいただきました。すべてにわたって、その点のごもっともな意見ばかりでございます。この間の府のスタンスにつきましては、基本的には地域移行に取り組んでいくというスタンスで取り組もうということでございますが、とりわけ具体的に、ご指摘のありました「循環型」といったキーワードでございますとか、あるいはコーディネーターが、今機能していない部分、あるいは当該市町村、相談機関との連携等の問題、あるいはもう一つ厳しい意見として、日中サービス支援型グループホームの活用のあり方等々、具体的にご意見をいただきましたので、これは一つずつ、さらに深く検討をさせていただいて、また仕上げるときにご説明をいたしたいなと考えておる次第でございます。

○事務局

地域生活支援課と申します。私のほうからは強度行動障がいと高次脳機能障がいの支援についての部分ですが、おっしゃるように強度行動障がいですとか、高次脳機能障がいの方がどのような理由で、そのような行動をとられているのか非常に分かりにくいところがございまして、その辺のところは、どのようにご本人さんの状況を理解すればいいのか、国の発信されている研修等々がありますし、砂川厚生福祉センターで、今そのような方をどのように評価し、どのように環境を整えていけばいいのかというような対応の検討会も開いているところでございますので、そのような点も計画の中に取り入れるかどうか検討してまいりたいと思います。

あと、医療費助成についても引き続き、どのような表現がいいのか検討させていただければと思っています。

○事務局

自立支援課でございます。委員からいただきましたのは、「楽しむ」のところ、スポーツとか芸術活動に偏るといふご意見をいただいたところでございますが、この点につきましては、委員がおっしゃるとおりスポーツとか芸術活動だけに押しとどめるわけではなくて、様々な生活を豊かにするためには、いろいろな多様な選択肢をご用意しているのは重要だという考えであります。ただ、『障害者文化芸術推進法』もできましたので、前回の計画から文化については、もう少し深掘りをしたということで、今回を記載させていただきましたので、このような表現にはなっているとは思いますが、偏りがあるということの誤解がないようにもう少し多様な選択肢をとるということで、もう少し分かるように内容のところについては検討をしていきたいと思っております。

○事務局

新型コロナウイルス感染症対策の件ですが、これについては大阪府と一丸となって、福祉・医療等できる限り、本当に今とれる体制で、ぎりぎりのところで何とか事業所さん、かかってしまった事業所さんも何とかご無理ご負担をいただきながら何とか、耐えるというように進めていますが、きょうは健康医療部も来ていただいておりますので、一言現状のご説明いただきたいと思っております。

○事務局

感染症対策課と申します。よろしくお願ひいたします。私は検査関係のところを担当させていただいているのですが、委員からお話いただきました国の通知からもあるように、症状が少しでも呈したら、すぐに検査を、一例でも発生すれば、原則全数検査をするということも国の通知を受けまして、令和2年11月19日にもともと施設関係は国から通知があって、その翌日には各保健所にもその通知を受けて症状があればすぐに検査し、陽性が出

れば全数検査を徹底しており、その後の対応等々でも徹底しているところでございます。

まずは症状のある方を確実に速やかに検査する、ということを進めていきたいと考えております。

○委員

場を分けるのは書いてある。一番困るのはグループホームとか、ご存じないかと思うのですが、普通の家なのです。ゾーニングは無理なのです。ですから、一人でも出れば陽性の方はすぐ入院できればいいのですが、逼迫で入院できない状態で断られます。そうすると、陰性の人をほかのところのホテルとかに避難できるように、場を分けたいのです。宿泊療養ホテルは障がい者を排除しているようなので、場を分けられるように、障がい者や高齢者で支援が必要な人が支援者と一緒に場を分けることができるような、場の確保をぜひご検討をお願いしたい。

○小野会長

現在どうなのでしょう。

○委員

府で一丸になると言いながら、そこが問題なのです。医療は医療の体制しか見ていない。福祉は福祉のほうで医療の範囲だからといって、お互いに見合わせているようでは、現場は救われません。宿泊療養ホテルは一人で過ごせる人しか入れないので、支援者付きでは認めてくれないのです。入院もできない、そうすると、みんな一緒にそこにおる中でどんどん感染が広がるのを待つのかという話になっています。陰性の人を入れるのであっても、場を分けられるように府として、どちらとか言ってないで考えていただきたいということです。

障がい福祉の現場を感染症対策課も、あまりご存じないのではないのか。施設のイメージでゾーニングできているのではないかと、思いますので、ぜひ障がい者の現場、現実を捉えていただいて、対策を福祉と検討いただきたい。よろしくお願いします。

○小野会長

はい、よろしいでしょうか。委員からのお話です。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。新型コロナウイルス感染症対策で事業所さんで発生した場合の対応ということで、現状でクラスター等が事業所内で発生すれば、ゾーニングというような形で対応を、保健所の指示を得ながらしておるところなのですが、それについては、何とかゾーニングができればいいのですが、そうでないところの対応というのは、そのとき、そのときの現場の判断で何とか事業所さんのご負担もかなりある中で対応してきたという

とこであります。

この、本日いただいたご意見についても念頭に置きながら、引き続き感染症対策を考えていきたいと思っておりますので、今すぐ何か妙案が出るというわけではございませんが、念頭に置きながら、進めていきたいなと思っております。

○小野会長

ぜひ持ち帰っていただいて、前向きに検討していただければと思います。

はい、そこまではよろしいでしょうか。いろいろまだ終わっているわけではありませんが、また応答を踏まえて、今後の状況で最終的な案で反映させていただければと思います。

だいぶ時間がきてしまいましたが、ほかに皆さんのほうから、まずはこの計画案についてのご意見はございますか。では、よろしく申し上げます。

○委員

地域移行のところに関連してです。意思決定の支援というのが重要なのです。大阪府も地域移行の施設から希望者について本人の聴き取り等々をされたりということがあります。意思決定支援を支えるために、やはりいろいろな経験をするとか、選択、決定するとか。それから、コミュニケーションの支援をするとかということも必要ですし、本人のニーズをどのように引き出すかという。本人のニーズベースで、地域移行の問題というのが数値も含めて検証される必要があるのかなと思います。

意思決定支援を支える本人の生活支援プログラムの開発とかも含めて、支援現場でもそのような意思決定を伝えるプログラムの開発なりも必要ですし、意思決定支援というところは、非常に大事な課題ですので、その辺をもう少し書いておいてほしいという思いがあります。

それと、コロナの中で思ったのですが、特に入所施設はクラスターが発生する環境なのです。50人から暮らしているわけですね。二人部屋で暮らしているという状況もあります。特に地域移行と関連して、入所施設の小規模化、ユニット化を進めていって普通の暮らしができる環境をつくっていく。そのためには、小規模化を進めて地域移行を進めていく。それについては、地域の暮らしの場をどのように支えるかも含めて検討しておく必要があると思いますので、ぜひ地域移行の中で入所施設の小規模化、ユニット化という課題もぜひ検討していただきたいというのが私からの意見です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野会長

はい、ありがとうございました。重要な2点をいただきました。あと、皆さんのほうから、ほかにご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の委員の2点を含めまして、今後パブリックコメントに向けて、正案を含めて検討していただきたいと思います。応答について、今で何かございますか。その

ような方向でよろしいですか。

○事務局

事務局でございます。本日いただいた意見につきましては、尊重しながら、パブリックコメント、計画の正案化に向けて進めてまいります。

○小野会長

はい、ありがとうございました。本協議会、先ほど少しお話もありましたが、『障害者基本法』、『障害者総合支援法』、『児童福祉法』等を基にしまして、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の策定に当たって意見を皆さんから聴取する場があります。最終的には、大阪府のほうに、これをどうするのかという判断になるわけですが、本日の皆さん各委員からのご意見を基にして、しっかりと最大限尊重した計画を策定していただいて、次回になります。本協議会での最終的な形をもう一度お示しいただければと考えています。

それでは、議題2、議題3について事務局からご報告を簡潔によりしくお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、お配りしております資料2、資料3をご覧くださいと思います。まず、資料2「第4次大阪府障がい者計画具体的な取り組み・達成状況」でございますが、現行計画である「第4次大阪府障がい者計画」に記載されております具体的な取り組みにつきまして、後期計画の計画期間であります平成30年度から令和2年度までに実施しておる取り組みを中心に平成24年度からの全計画期間の達成状況を取りまとめたものとなっております。

資料3につきましては、「大阪府障がい福祉計画、障がい児福祉計画」の令和元年度についての進捗状況というものをPDCAサイクルといった形でシートにまとめられた形になっております。ここの詳細は割愛させていただきますが、おおむね順調に取り組みが進んでいるものと考えているところでございます。

次に資料4につきましてでございます。資料4につきましては、「第5期大阪府障がい者福祉計画」、「第1期大阪府障がい児福祉計画」現行計画で掲げております成果目標・活動指標について令和元年度時点での実績を取りまとめたものとなっておりますので、またお時間のあるときにご覧いただければと考えております。

最後に資料5でございます。「令和元年度の障がい者施策推進協議会各部会の活動状況について」まとめております。いわゆる推進協に設置されております各部会の令和元年度、昨年度の活動を取りまとめたものという形になっております。令和元年度は6つの部会を設置いたしまして、意思疎通支援であったり、文化芸術であったり、そういった点について議論を進めてきたところですので、こちらも時間のときにご覧いただければと考えております。

以上、ご議論のほどよろしくお願ひいたします。

○小野会長

はい、これはいわゆる報告的な要素だろうだったのですが、皆さまほうから何かご意見ございますでしょうか。お願いします。

○委員

一言だけよろしいでしょうか。施設入所者の地域移行なのですが、前のデータでも、半数以上は2、3年で地域移行してしまう自立訓練施設があって、自立訓練施設とそれ以外の施設というのを分けて、数字を出していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○小野会長

はい、例えばどこのあたりか、具体的に言っただけだとありがたいのですが。ありますか。

○委員

資料4の1ページです。よろしくお願ひします。

○小野会長

最初のところですね。はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。特に無いようでしたら、この件については以上ということで、あと本日の議題全体に対して何かございますでしょうか。先ほど言ったように、このあとパブリックコメントということになりますので、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。本当に時間が限られた中で、なかなか話し方も難しかったと思いますが、ありがとうございます。それでは、きょうの話し合いは以上となりますので、事務局のほうにマイクをお返しいたします。

○事務局

本日はご議論ありがとうございました。一点ですね。項目には無いのですが、ご報告ということで、先日21日です。大阪府の障がい者差別解消条例の一部改正が可決成立いたしましたので、この間関係者の方々には、大変ご協力をいただきまして、この場を借りて御礼申し上げます。

この条例改正を具体的に言いますと、障がい者差別の合理的配慮の法律では努力義務なのですが、大阪の条例では義務付けをしたと、法的義務化をしたということになります。この条例の制定をきっかけに、さらなる事業者の皆さんの方にご協力をいただいて少しでも障がい者差別というのは、無くなっていくように努めてまいりますので、引き続き皆さま方

のご協力を賜りたいと考えております。ありがとうございます。

○事務局

それでは、以上をもちまして「第 49 回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。